

グループホーム等における消防設備の設置義務

【（新設）平成27年4月～（既設※¹）平成30年4月～】

対象施設	スプリンクラー設備 ※3		自動火災報知設備		消防機関へ通報する火災報知設備	
	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～	改正前	平成27年4月～
【入所施設（障害児・重度障害者）、グループホーム（重度）】 ※消防法施行令別表第1（6）項関係 ①障害児施設（入所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものに限る。）	275㎡以上	全ての施設 ※2を除く。	全ての施設	全ての施設	全ての施設 ★平成27年4月から基準を変更 消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動するものとするよう基準を変更	
【上記以外（通所施設等）】 ※消防法施行令別表第1（6）項関係 ①障害児施設（通所） ②障害者支援施設・短期入所・グループホーム（障害支援区分4以上の者が概ね8割を超えるものを除く。） ③身体障害者福祉センター、地域活動支援センター、福祉ホーム、障害福祉サービス事業所（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）	6000㎡以上 （平屋建てを除く）	300㎡以上	利用者を入居させ、若しくは宿泊させるもの、又は、延べ面積が300㎡以上のもの	500㎡以上		

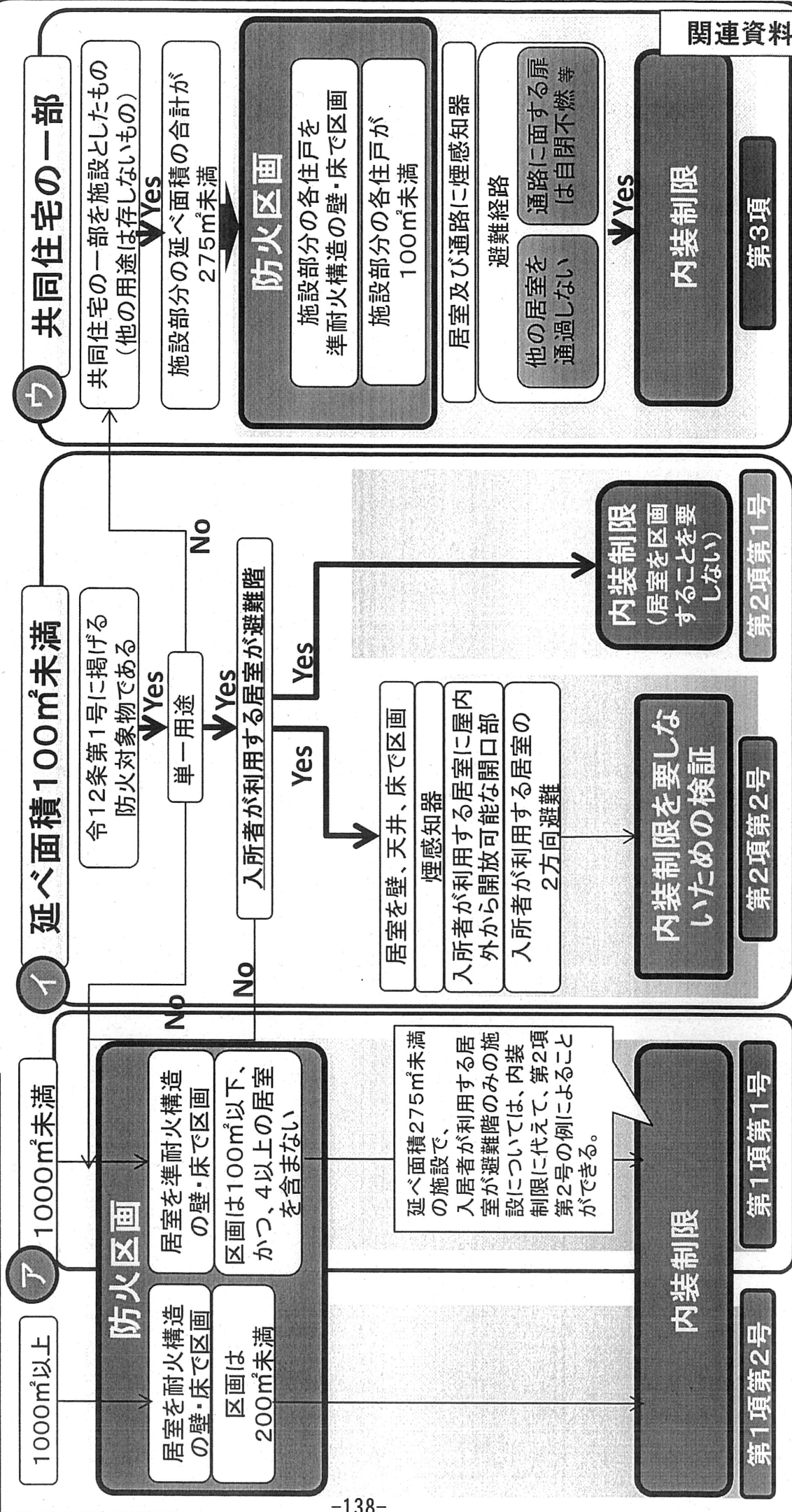
関連資料2①

- ※1 既存のグループホーム（新築、増築、移転、修繕又は模様替えの工事中のものを含む）については、平成30年3月末までの猶予期間あり。
- ※2 障害支援区分の認定調査項目のうち、障害支援区分4以上で「移乗」「移動」「危険の認識」「説明の理解」「多動・行動停止」「不安定な行動」の6項目のいずれの項目も「全般的な支援が必要」「理解できない」「判断できない」等に該当しない者の数と障害支援区分3以下の者の数との合計が利用者の2割以上であって、延べ面積が275㎡未満のもの
- ※3 防火区画を設けること等による構造上の免除要件あり（別紙）

スプリンクラー設備の設置基準の見直し

スプリンクラー設備の設置を要しない構造

改正消防法施行規則第12条の2



関連資料2②

いずれにも該当しないものはスプリンクラー設備を設置

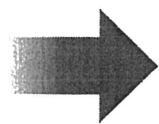
障害者グループホームの消防設備に対する助成制度

グループホームのスプリンクラー設備など消防用設備の設置費用に対しては、利用者の安全確保の徹底を図る観点から、建物の所有形態（自己所有、賃貸）や消防用設備の設置義務の有無にかかわらず、助成対象としている。

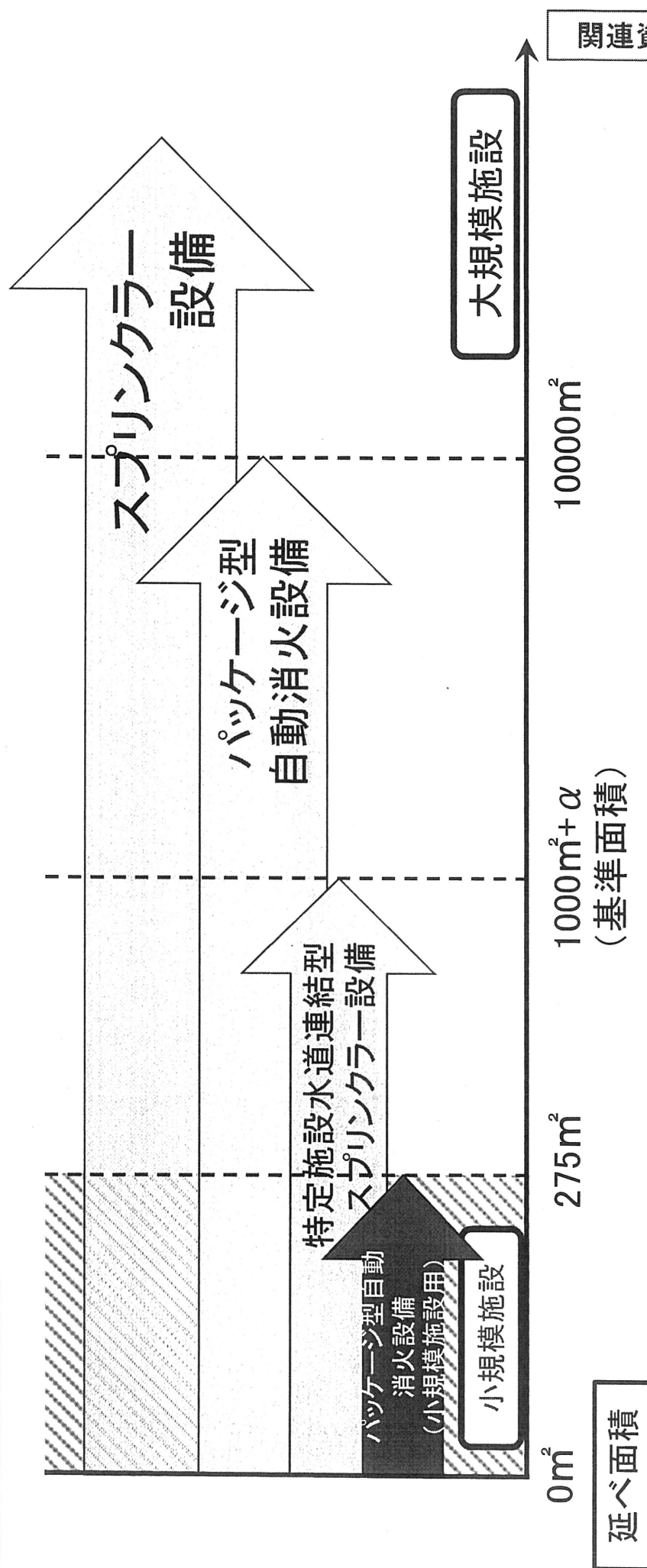
社会福祉施設等施設整備費補助金 平成27年度予算 26億円		
対象要件	【1施設当たり】 30万円以上～1,000万円以内が対象	
対象法人	社会福祉法人、医療法人、公益法人、NPO法人 等	
基準単価 (事業費ベース)	スプリンクラー	【1㎡当たり】 1,000㎡未満 18,600円以内 1,000㎡以上 35,200円以内
	自動火災報知設備	
	消防機関への通報装置	
負担割合	国 1/2 都道府県・指定都市・中核市 1/4 事業者 1/4	

※ 創設の場合は、特段の加算を設けていない。(基本単価の中で対応)

スプリンクラー設備等の自動消火設備については、面積に応じて設置できるものが規定

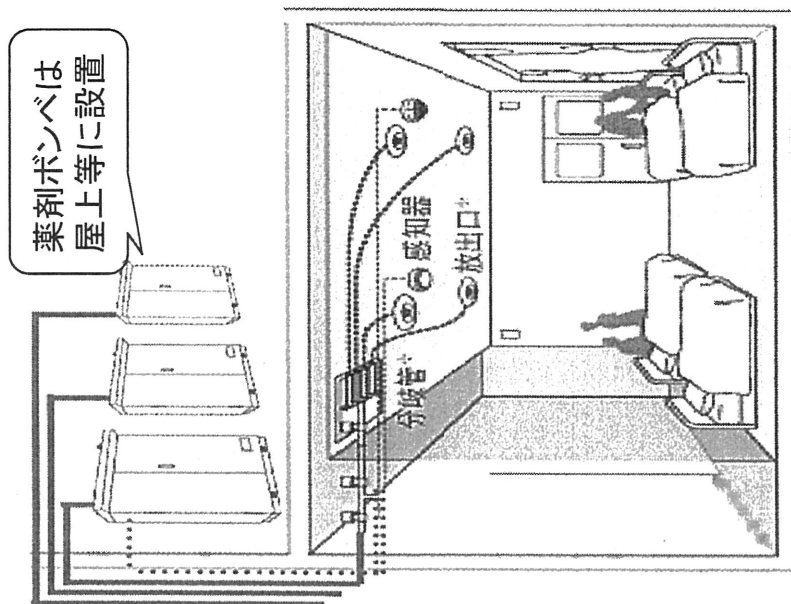


設置面積イメージ

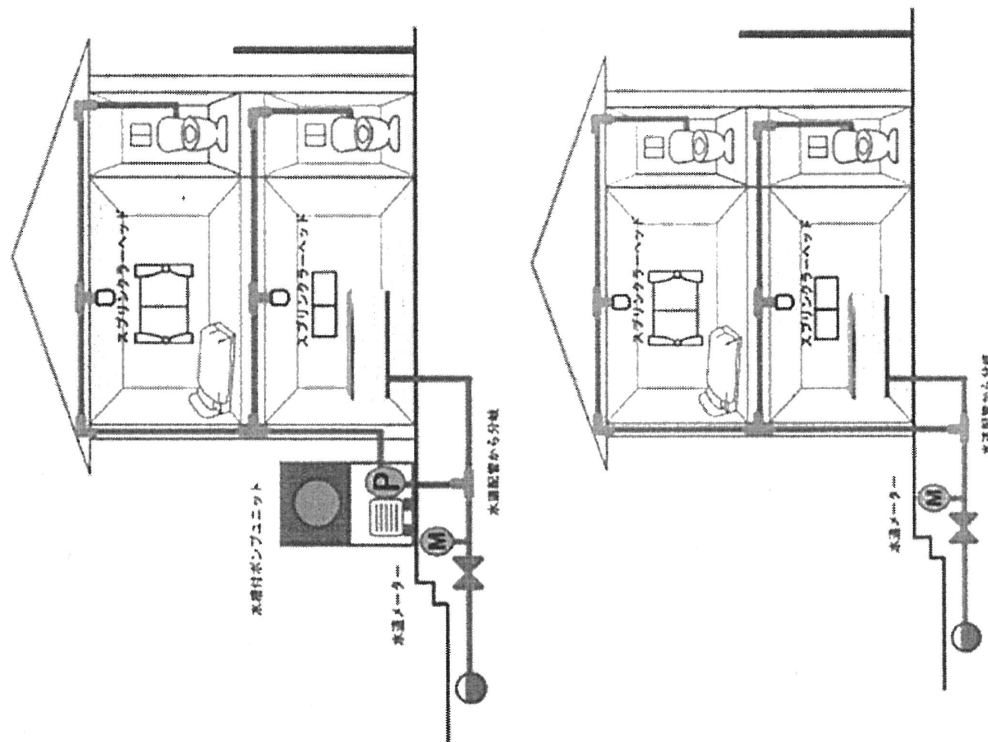


関連資料2④

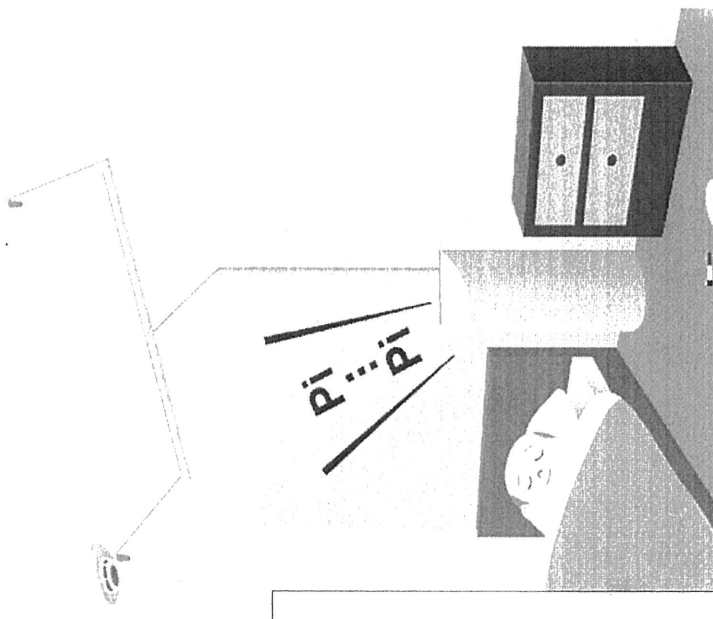
スプリンクラー設備等の自動消火設備の種類



従来のパッケージ型自動消火設備
(10,000㎡以下対応)



特定施設水道連結型スプリンクラー設備
(1,000㎡未満対応)



小規模施設用のパッケージ型
自動消火設備 (275㎡未満対応)

○ 背景

※「グループホーム」や「貸しルーム」は、建築基準法令上「寄宿舍」に該当。

- 平成25年2月の長崎市における認知症高齢者グループホーム火災(死者5名)を契機とし、「認知症高齢者グループホーム等火災対策検討部会」が消防庁に設置され、国土交通省も参加。
- そこでの議論を踏まえ、消防庁において消防法令を見直し、認知症高齢者グループホーム等の高齢者施設について原則全てにスプリンクラーの設置を義務付け(平成25年12月27日公布、平成27年4月1日施行)。その議論の中で「スプリンクラー設備を設けた場合には、建築基準法の防火規制を合理化すべきではないか」と指摘されたところ。
- これを受け、スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合について、防火対策の規制の合理化を実施。

※グループホームや貸しルームについては、住宅からの転用を容易にするため、従来より防火規制の緩和の要望があったところ。

○ 現行と合理化の内容

建築物の利用者の避難上の安全性が十分に確保される場合(スプリンクラー設備を設けた場合や小規模で避難が極めて容易な構造とする場合)に、寄宿舍等における間仕切壁の防火対策の規制を適用除外とする。

規定	規制の内容 対象用途：寄宿舍、診療所など	
	現行	見直し後
防火上主要な間仕切壁 (令第112条第2項、 令第114条第2項)	居室と廊下の間や一定規模毎の居室間の壁等を防火性能の高いもの(準耐火構造)とし、小屋裏又は天井裏に達せしめること	以下のいずれかの場合は、間仕切壁の防火対策を適用除外とする。 A：床面積200㎡以下の階又は床面積200㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分に、スプリンクラー設備を設けた場合 B：小規模※1で、各居室に煙感知式の住宅用防災報知設備若しくは自動火災報知設備又は連動型住宅用防災警報器が設けられ、①又は②のいずれかに適合する場合 ①各居室から直接屋外、避難上有効なバルコニー又は100㎡以内毎の他の区画(屋外及び避難上有効なバルコニーは、幅員50cm以上の通路その他の空地に面するものに限る。以下「屋外等」という。)に避難ができるものであること ②各居室の出口から屋外等に、歩行距離8m(各居室と通路の内装不燃化の場合は16m)以内で避難でき、かつ、各居室と避難経路とが間仕切壁及び常時閉鎖式の戸(ふすま、障子等を除く。)等で区画されているものであること ※1 居室の床面積の合計が100㎡以下の階又は居室の床面積の合計100㎡以内毎に準耐火構造の壁等で区画した部分
A:6月27日公布、7月1日施行 B:8月22日公布、施行		